項に、認定電気工事従事者認定証の交付を受けようとする者にあつては同条第四項に規定する者であることを証明する書類及び写真を添えて、当該認定証の交付を受けようとする者の住所地を管轄する産業保安監督部長に提出しなければならない。	項に、認定電気工事従事者認定証の交付を受けようとする者にあつては同条第四項に規定する者であることを証明する書類及び写真二枚を添えて、当該認定証の交付を受けようとする者の住所地を管轄する産業保安監督部長に提出しなければならない。
2　［略］	2　［略］
（認定証の再交付）	（認定証の再交付）
第九条の四　特種電気工事資格者及び認定電気工事従事者は、認定証を汚し、損じ、又は失つたときは、当該認定証を交付した産業保安監督部長にその再交付を申請することができる。この場合において、当該特種電気工事資格者及び認定電気工事従事者は、様式第五の三による申請書に写真を添えて、当該産業保安監督部長に提出しなければならない。	**第九条の四**　特種電気工事資格者及び認定電気工事従事者は、認定証を汚し、損じ、又は失つたときは、当該認定証を交付した産業保安監督部長にその再交付を申請することができる。この場合において、当該特種電気工事資格者及び認定電気工事従事者は、様式第五の三による申請書に写真二枚を添えて、当該産業保安監督部長に提出しなければならない。
2・3　［略］	2・3　［略］
（学科試験の科目の範囲）	（筆記試験の科目の範囲）
第十条　令第八条第二項の経済産業省令で定める第一種電気工事士試験の学科試験の科目の範囲は、次の表のとおりとする。	**第十条**　令第八条第二項の経済産業省令で定める第一種電気工事士試験の筆記試験の科目の範囲は、次の表のとおりとする。
［略］	［略］
2　令第八条第二項の経済産業省令で定める第二種電気工事士試験の学科試験の科目の範囲は、第三条の表（実習の項を除く。）の中欄に掲げるとおりとする。	2　令第八条第二項の経済産業省令で定める第二種電気工事士試験の筆記試験の科目の範囲は、第三条の表（実習の項を除く。）の中欄に掲げるとおりとする。
（学科試験を免除する学校の課程）	（筆記試験を免除する学校の課程）
第十一条　［略］	**第十一条**　［略］
備考　表中の［　］は注記である。	

様式第二、様式第四、様式第五の二及び様式第五の三中「２枚」を削る。

様式第三中「様式第３」を「様式第３（第７条関係）」に改める。

様式第三の二中「様式第３の２」を「様式第３の２（第７条関係）」に改める。

様式第五の五中「様式第５の５」を「様式第５の５（第９条の７関係）」に改める。

様式第五の六中「様式第５の６」を「様式第５の６（第９条の７関係）」に改める。

附　則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

○経済産業省令第九十九号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第四十五条第三項の規定に基づき、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十二月十四日

経済産業大臣　西村　康稔

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令の一部を改正する省令

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（電気主任技術者試験の方法）	（電気主任技術者試験の方法）
第六条　電気主任技術者試験（以下単に「技術者試験」という。）は、これを分けて一次試験及び二次試験とする。ただし、第三種電気主任技術者免状に係るものにあつては、二次試験を行わないものとする。	**第六条**　電気主任技術者試験（以下単に「技術者試験」という。）は、一次筆記試験（以下単に「一次試験」という。）及び二次筆記試験（以下単に「二次試験」という。）の方法により行うものとする。ただし、第三種電気主任技術者免状に係るものにあつては、二次試験を行わないものとする。
2　一次試験は、筆記試験又は電子計算機を使用する方法による試験により行うものとする。	［新設］
3　二次試験は、一次試験に合格した者及び次項の規定により一次試験を免除された者について、筆記試験により行うものとする。	2　二次試験は、一次試験に合格した者及び次項の規定により一次試験を免除された者について行なうものとする。
4　［略］	3　［略］
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。